

会 議 録

附属機関又は会議体の名称		豊島区自転車等駐車対策協議会 第46回 全体会
事務局（担当課）		都市整備部 土木管理課
開催日時		令和7年7月18日（金）14時00分～15時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室
出席者	委員	〈学識経験者〉太田勝敏、久保田尚 〈区議会議員〉西崎ふうか、ふまミチ、松下創一郎、原田たかき 〈区民〉石坂美穂、千野富久、永由優子、堀江久男 〈官公署〉稲垣剛史、高橋伸子、村田裕昭、大竹修司 〈鉄道事業者〉松本剛、落合卓也、岩澤貴顕、倉本広太郎 〈関係団体〉松田宗能、柳田好史 〈区民公募〉植木隆司、小坂麻美
	その他	〈幹事等〉土木管理課長、交通安全対策係長、 放置自転車対策係長、駐輪場管理係長、 駐輪場整備係長 （公財）自転車駐車場整備センター
	事務局	土木管理課計画グループ
公開の可否		公開 傍聴人数 2人
非公開・一部非公開の場合は、その理由		
会議次第		（議題） ・駐輪実態調査の実施について（報告） （事務連絡） ・資料のペーパーレス化について ・今後の予定など

審 議 経 過

事務局：定刻となりましたので、第46回豊島区自転車等駐車対策協議会を開催いたします。

本日は暑い中そしてお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は事務局を務めます土木管理課長です。よろしくお願いいたします。

はじめに、新たに委員となられました方がいらっしゃいますが、委嘱状につきましては机上にご用意しております。ご査収くださいますようお願いいたします。

本協議会は、本年2月7日に開催しました第45回協議会で区長より諮問された、第三次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の策定についてご審議いただくことになっております。これは、第二次総合計画が今年度で最終年である10年目を迎えており、来年度からの10年間を計画期間とする第三次総合計画を策定することになっているためであり、委員の皆様方には活発な議論や意見をいただければと思っております。

本日の協議会は、委員の過半数が出席されておりますので、豊島区自転車等の放置防止に関する条例施行規則第17条第2項に基づき成立していることをご報告いたします。また、原則公開で行うこととされており、議事録も公開となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、駐輪場整備係長でございます。よろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。

(事務局より資料の確認)

それでは、会長、本日の議事進行をよろしくお願いいたします。

会長：それでは、早速議題に移らせていただきます。

はじめに、いつものお願いですが、取材の方がいらっしゃるようでしたら、写真等の撮影につきましては協議会の冒頭までにさせていただければと思います。

事務局から何かありますか。

事務局：本日、傍聴希望の方が2名いらっしゃいます。

会長：傍聴希望の方が2名いらっしゃるということです。原則公開ということですが、委員の皆様いかがでしょうか。

一同：了解

会長：それでは中にどうぞ。

本日の議題は、次第の通り進めたいと思います。

議題「駐輪実態調査の実施について（報告）」を事務局より説明いたします。

（事務局より「資料46-1 駐輪実態調査の実施について（速報）」「机上配布資料①」「机上配布資料②」を用いて説明）

会長：ありがとうございました。

駐輪実態調査の実施および駐輪場と放置自転車の現状についてご説明いただきました。

ご意見、ご質問があればお願いします。

Q委員：4点質問させてください。

1点目に、資料46-1 5ページの調査結果（平日）について、高田馬場が調査対象に入っていますが、高田馬場の駐輪場は新宿区の管轄になると思います。調査対象とした理由を教えてください。

2点目に、区立駐輪場利用者アンケート調査について、8,500枚ほど配布して2,000枚近く戻ってきたということで、回収率が非常に良くて驚いたのですが、これは電子ギフト150ポイントプレゼントというのが回答の大きな動機になったということなののでしょうか。

3点目に、資料の参考46-2「区立駐輪場利用者アンケート調査 自由回答について」ですが、非常に興味深く読ませていただきました。利用者というのはこんなに勝手なことを言うんだなと思い、自分も含めて反省している面もありますが、なるほどという意見もあります。資料のなかで黒塗りしているところがありますが、文意が伝わらないところがあります。固有名詞を消しているところはわかるのですが、固有名詞以外を消しているところで意味がわからなくなってしまっているところがあるので、わかるように補足していただきたいと思います。

4点目に、今日の状況から防犯というのが非常に大事なキーワードになると思います。アンケート調査の自由回答においても、防犯カメラを

つけて欲しいという切実な訴えがありました。個人の家庭でも設置するのが当たり前になってきている世の中ですので、区立駐輪場において現状どのくらい防犯カメラがついていて、今後区としてはどのようなスタンスで臨まれるつもりなのかお伺いします。

事務局：1点目についてお答えします。

高田馬場については、おおよそ神田川を境界として豊島区と新宿区が隣接しており、豊島区では神田川に面した場所に区立駐輪場を1か所設置しています。そのため調査対象といたしました。

2点目について、アンケート調査の回収率の高さは、委員のおっしゃるとおり、電子ギフト150ポイントプレゼントの実施により回収率が高くなったものと考えています。

3点目について、固有名詞以外にも編集の都合上黒塗りさせていただいた箇所があります。自由回答に関しましては、すべて分析しきれていない状況ですので、事務局で考察を行い、次回実施の分科会において説明させていただきます。

4点目について、区立駐輪場への防犯カメラの設置は14施設で実施しています。すべての区立駐輪場に設置できておりません。設置の経費が課題とはなりませんが、防犯上重要な設備と考えておりますので、設置について今後も検討して参ります。

会長：有人の区立駐輪場には防犯カメラを設置していないのでしょうか。

事務局：有人の施設でも1施設を除いて設置しています。

Q委員：4点目の件で、区立駐輪場が全部で何か所設置されていて、防犯カメラが設置されている14施設というのは全施設の何パーセントに当たるのでしょうか。

また、防犯カメラで撮影された映像は常に誰かがチェックしているのか、何か確認の必要性が生じた時のみチェックするのか教えてください。

事務局：区立駐輪場は全部で41施設を設置しており、そのうちの14施設に防犯カメラを設置していますので、設置率34パーセントほどです。

防犯カメラで撮影された映像は、随時録画を行っており、確認が必要なときにチェックをしています。

会長：他にご質問等ありますでしょうか。

N委員：資料46-1 2～6ページの駐輪台数カウント調査について、先ほどの事務局による説明で北区立駐輪場でも調査を行っているとありましたが、3ページの調査概要にある計測対象で示されている区立駐輪場とは、豊島区立駐輪場だけでなく他区の区立駐輪場を含めたものという理解でよろしいでしょうか。

事務局：そちらの区立駐輪場は、豊島区立駐輪場および放置禁止区域が豊島区区域と連担している他区区域内に設置されている他区立駐輪場を指しています。また、資料46-1 5、6ページにて示しております調査結果では豊島区立駐輪場のみが対象となるエリアのみを掲載しており、北区立駐輪場は入っておりません。ただし、各ページ右上のグラフ「全駅」においては、薄緑の部分で他区立駐輪場の総駐車台数のみ示しております。

会長：J委員どうぞ。

J委員：1点目に、アンケート調査の実施についてですが、自転車の場合は天候が利用状況に大きく影響するかと思います。アンケート配布日の天気および気温を教えてください。

2点目に、先ほど防犯カメラの話がありましたが、防犯カメラで撮影された映像の保管期間はどのくらいでしょうか。

3点目に、アンケート調査の自由回答について、東池袋駅駐輪場での鳩の糞害についての意見が多く出ていました。アンケート調査実施から時間が経っていますが、東池袋駅駐輪場の件に限らず、アンケート調査で寄せられた意見に対して調査や改善等に着手されたことはありますでしょうか。

事務局：1点目の質問についてお答えさせていただきます。アンケート調査実施時の天候については、基本的に晴れの日のみ実施しています。気温については現在把握しておりませんので確認させていただきます。

会長：アンケート票はどのように配布したのでしょうか。

事務局：アンケート票は自転車に括り付けて配布しました。

続きまして2点目の質問について回答いたします。防犯カメラで撮影した映像の保存期間は2週間（14日間）となっております。14日間を過ぎますと順次上書きされ、古い映像は削除されます。

3点目の質問につきまして、東池袋駅駐輪場の鳩による糞害に対しては、7

月10日（木）に駐輪場の敷地所有者である首都高さんによって、首都高高架に鳩がとまりにくくなるよう対策をしていただきました。その他の意見につきまして、可能な限りの対応を順次進めて参ります。

会長：その他にご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

E委員：アンケート調査のやり方についてです。以前環境清掃委員会でアンケート調査実施の報告があり、その際にも指摘させていただいたのですが、今回のアンケート調査の手法がQRコードを読み取ってオンラインで回答していただくということで、ご高齢の方が回答しにくかったのではないかと懸念しています。アンケート自体の回収率はかなり良いと聞いてはいますが、回答者の割合が70代2%、80代以上0%ということで非常に少なくなっています。街なかを見ておられますとご高齢の方でも自転車移動されている方が多くいらっしゃいますし、なるべく駅の近くや歩道上の駐輪場を利用したいなどといったご高齢の方特有のご意向も持たれているかもしれませんので、そのような声を聞けると良かったのではないかと思います。これについて、区のご認識を聞かせてください。

事務局：アンケート調査のやり方については、内部で議論を重ねて今回の手法での実施に至ったものの、区での駐輪場利用者アンケート調査の実施が初めてだったということもあり、漏れてしまった声があるかと思えます。そのような声については、可能な範囲で拾えるような仕組みを今後研究し、できることがあればやっていきたいと思えます。

会長：その他いかがでしょうか。

W委員：資料46-1の5、6ページにある駐輪台数カウント調査の調査結果において、駐輪台数と収容可能台数を比較していますが、すべての駅ともに駐車台数が収容可能台数内に収まっています。これについて、区としては駐輪場の設置については現状で十分足りており、新しく駐輪場を設置する必要はないというように評価しているのでしょうか。

事務局：資料46-1の5、6ページの調査結果については、まだすべての駅のものをご用意できておりません。現在分析を進めておりますので、その結果については考察をつけて次回の協議会でお示し、ご意見をいただきたいと思っております。ご指摘いただいた通り、調査結果のグラフを見る限りではおおむね駐輪場の数は足りているのではないかと考えています。ただ、先ほど区立駐輪場を全部で41か所設

置していると申し上げましたが、基本的に駅周辺の利便性が高い位置に設置しているものの、駐輪場によって利用率の高低差があります。利用率が低い駐輪場もありますので、そういった駐輪場については廃止し、より利便性の高い場所に設置するなどといった工夫を行う余地があると思っています。数字だけを見て総数で足りているから良しとする訳でなく、施設ごとの利用状況を踏まえた再検討が必要であると考えています。

会長：その他何かございますでしょうか。

K委員：先ほど事務局より、駅の近くで放置自転車の台数が増えているとの説明がありました。机上配布資料②の写真③で敷地から道路にはみ出している放置が示されていますが、画像のような放置自転車は表通りではなくて1本裏の通りで非常に多くなっています。また、多くの商店街では駅の近くにあることから、このような放置が多く見られる状況となっています。そして、資料46-1 4ページにあるように自転車の大型化が進んでいますが、そのなかでもタイヤの太い自転車が非常に多くなってきていると聞いています。今後色々と検討していくなかで、このような変化が起きていることを念頭に置いていただきたいと思います。

そして、駅前や繁華街地域での放置自転車のなかでも、私有地に片輪を入れてもう片輪が道路上にはみ出た状態でとめられている片足乗せ放置が増えており、大変困っています。これにより交通事故発生リスクが高まるため警察に連絡するのですが、私有地に片輪が入っていると対処していただくことができません。また、豊島区にも連絡し何度も見に来ていただいています。やはり片輪が私有地に入っていると対処のしようがないとされてしまいます。このような片足乗せ放置の問題を放置しておく、それに続いて街並みが汚くなり、治安が悪化していくというような流れになりかねませんので、重要なテーマではないかと思い申し上げました。

事務局：20年前に豊島区の放置自転車が全国ワースト1位であった時には、片足乗せ放置というレベルではなく、池袋駅前に自転車がとにかく連なっているという状況でした。今は、放置自転車は依然としてありますが、当時と比べますとかなり改善してきています。一方で、ご指摘いただきました通り、机上配布資料②に記載した写真のように、自転車の半分が私有地に入っていて、半分が路上に出ているという放置自転車が最近増えています。警察や豊島区で対処ができないという声もありましたけれども、行政でできることできないことはありますが、東京23区でもこの問題を共通の課題としており、放置自転車としてとらえて撤去する方策を研究している状況です。今回は放置自転車の現状抱えている課題のひとつと

いうことでお示しさせていただきました。今後、深く議論させていただければと思います。

会長：難しい課題ですね。

その他、いかがでしょうか。

S委員：アンケート調査の自由回答のなかで気になったのが、電磁ロック式駐輪場にとめる時に、ロックが作動する直前の場所で止める不正利用があるという声は何件かありました。私もそのような自転車を見かけることがありますし、きちんと利用しているように見えても実はラックとラックの間にとめているなどといったケースもあるかと思います。利用料金値上げを検討するのであれば、まずはそのような不正利用対策をしっかり行ってほしいという声もあり、ごもつともだと思いました。現状、どのような不正利用対策を実施されていますでしょうか。

事務局：シルバー人材センターに管理業務を委託しているなかで、電磁ロック式の無人駐輪場についても巡回を行っております。そこでご指摘のような不正利用自転車を発見しましたら、きちんとラックの奥まで押し込んでロックをかけるという対応を行っています。ただ、現場に常駐してチェックしているということではなく、あくまでも巡回でやっているの、対応から漏れてしまうケースもあります。

会長：その他、何かございますでしょうか。

O委員：アンケート調査の実施場所について、今回は区立駐輪場での実施ということですが、東長崎駅には区立駐輪場が無く、民営駐輪場のみの設置となっています。そうしますと東長崎駅周辺の駐輪場利用者の声が拾えていないと思いますけれども、その辺をどのようにお考えなのか教えてください。

事務局：民営駐輪場でのアンケート調査実施については、いくつかの駐輪場に協力要請をしたのですが断られてしまいました。ただ、民営駐輪場も公共性を帯びて運営して頂いていますので、利用者の声を拾う必要があると思っています。今後、民営駐輪場の管理会社と協議し、可能な範囲で取り組んでいきたいと思っています。

会長：その他、いかがでしょうか。

民間のシェアサイクルが非常に増えていると思いますが、豊島区ではシェアサイクル事業者にどのような支援を行っているのでしょうか。

事務局：現状、豊島区では主体となってシェアサイクルを導入することなどはしていません。5、6年ほど前の本協議会で議題として上がった時に、民間でできることは民間に任せるといった一定の方向性が出ましたので、区が積極的にシェアサイクル導入に向けた支援を行うことはしないという判断をしております。ただ、最近シェアサイクルが色々な形で広がってきており、近隣区では区が主導的になって導入していることもあって、豊島区が事業者を支援していないことで乗り入れの状況に支障が出るのではないかなというように声をいただいております。そのため、シェアサイクルについては、今年度、本協議会のいずれかの場で深く議論させていただきたいと思っています。

会長：ぜひお願いします。

現状把握をしておかないと困ることがあるかもしれませんので。

その他、何かございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続いて事務連絡「資料のペーパーレス化について」、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局より「資料46—2 資料のペーパーレス化について」「机上配布資料⑤」を用いて説明)

会長：ありがとうございました。

ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいいたします。

H委員：放置自転車の状況については、20年前から比べると雲泥の差があります。駐輪場を増やし、さらに放置自転車が増えないよう駐輪場に追い込むよう規制をすることで、良い結果となって表れていると思います。

また、駅から離れて設置されている池袋駅西自転車駐車場などは、使用の仕方をもう一度考えなければならない時期に来ていると思います。このことは、本協議会が始まった10年以上前から話し合いされている事ですので、もう一度ここで反省しておきたいと思います。

アンケート調査については、先ほど事務局から初めて実施したと説明がありましたが、10年以上前になるかと思いますが何度も実施しています。回収率

は良くなかったのですが、駐輪場の料金設定に関する意識等、今回の調査と同じような項目のアンケートを実施していますので、今回の調査結果と比較してみると面白い結果がでるのではないかと思います。

シェアサイクルの件につきましては、以前区内2か所にポートを設置して実証実験を行いました。その結果、利用状況が良くなかったため、豊島区で主導的にシェアサイクルを導入することはせず、民間事業者任せるという結論に至りました。私からは豊島区で主導的に取り組むべきと意見させていただいたのですが、そのまま現状に至っています。移動ツールが多様化するなかで、観光やインバウンドの利用を含め、様々な利用を想定していく必要があるかと思います。一方で、自転車利用者の違反行為が増えている、罰金などの罰則も厳しくなっているという現状も踏まえたうえで、警察さんにもチェックしていただいて、今後検討していく必要があると思います。

あと、原動機付自転車の撤去作業について伺います。最近では撤去作業がだいぶ少なくなり、たまに見かける程度ですが、原動機付自転車は自転車に比べて重く、移動するのが大変なことから、昔から作業が難しいと聞いたことがあります。また、最近では電動アシスト自転車も原動機付自転車と同様に重くなっています。撤去作業の現状についてお聞かせください。

最後に、先ほどK委員がおっしゃった、片輪を私有地に入れた駐輪についてです。この件については、以前よりいつも議論が上がっていました。私は民間の立場でそのような自転車に注意喚起のビラを貼る活動を行ったことがあります。故意に駐輪している人が見受けられますので、何らかの形で対策を行う必要があると思います。

事務局：原動機付自転車や電動アシスト自転車等、重量の重い車両の撤去についてお答えいたします。以前の状況につきましてはわかりかねますが、重くて撤去作業が大変だからという理由で撤去をしないということはなく、放置されている状況を確認した車両については撤去しております。リフト付きトラックを使用して撤去しています。

H委員：原動機付自転車を全部撤去することはできないですね。リフト付きトラックで上げるのはわかったのですが、上げた後も動かすのは難しいので厳しいのではないかと思いますし。撤去状況はどのようになっているのでしょうか。

事務局：撤去のタイミングで放置されている原動機付自転車を発見した場合には、必ず撤去しています。ただし、時間的な制約や巡回のタイミングによっては、放置を発見することができない場合があります。

会長：その他、何かございますでしょうか。

続いて事務連絡「今後の予定など」、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局より「机上配布資料③」「机上配布資料④」を用いて説明)

会長：ありがとうございました。

ご質問ありますかでしょうか。

副会長：私は第二分科会に参加させていただきます。第二分科会の方、よろしくお願ひいたします。第二分科会のテーマのうち、特に④自転車利活用というところについては、今日も机上に配布していただいております、第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画が令和7年度までということになっておりますので、更新版を我々で考えなくてはならないと思ひます。道路等の自転車走行空間をどう整備していくかということについては、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」というのがあつたのですが、その改訂がちょうど1年前に行われたばかりです。ですので、そのガイドラインを見ながら新しい計画を作っていくことになるかと思ひます。10月の分科会では国のガイドラインがどうなつているのかを参照しながら議論していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございました。

その他、何かありますかでしょうか。

Q委員：ペーパーレス化は今の流行りでもあるので実施する必要性はわかるのですが、実際のところ紙で見ないとなかなかわからない所があつて、本協議会出席時に、自宅プリンターで印刷して持ってくるというのも現実的には難しい状況です。シェアポイントでデータを送つていただひて、協議会開催時まで何らかの方法で印刷して送つていただひたいという対応をしていただひけるとありがたひです。

事務局：ペーパーレス化はあくまで一つの案ですので、ご要望いただひたようにデータと印刷物ともに必要という事であれば対応させていただきますので、遠慮なく申し出ていただひければと思ひます。

会長：ペーパーレス化についてご心配の委員もいらっしゃるかもしれませんが、今後も印刷物を用意していただけるということです。

その他、よろしいでしょうか。

それではこれで閉会といたします。本日はありがとうございました。

以上